

交通労働災害防止対策の推進について

【 交通労働災害防止のためのガイドラインのポイント 】

1 交通労働災害防止のための管理体制等

(1) 交通労働災害防止のための管理体制の確立

事業者は、安全管理者、運行管理者、安全運転管理者などの交通労働災害防止に係る管理者を選任し、役割、責任、権限を定め、管理者に対して必要な教育を行いましょ

(2) 方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善

事業者は、安全衛生方針を表明し、目標を設定しましょ。目標を達成するため、労働時間の管理、教育を含む安全衛生計画を作成し、実施し、評価・改善しましょ。

(3) 安全委員会における調査審議

安全委員会などで交通労働災害防止について、調査・審議をしましょ。

2 適正な労働時間等の管理、走行管理

(1) 適正な労働時間の管理、走行管理

ア 疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示を守り、適正な走行計画によって、運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間の管理をしましょ。

イ 十分な睡眠時間を確保するために必要な場合は、より短い拘束時間の設定、宿泊施設の確保などを行いましょ。

ウ 高速乗合バス、貸切バス事業者については、運転者の過労運転を防止するため、国土交通省が定めた交替運転者の配置基準を守りましょ。



(2) 適正な走行計画の作成

◆走行の開始・終了の地点、日時 ◆運転者の拘束時間、運転時間と休憩時間 ◆走行時に注意を要する箇所的位置 ◆荷役作業の内容と所要時間 ◆走行経路、経過地の出発・到着の日時の目安

(3) 点呼の実施とその結果への対応

ア 疾病、疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって、報告を求め、結果を記録しましょ。

イ 睡眠不足や体調不良などで正常な運転ができないと認められる場合は、運転業務に就かせないなど、必要な対策を取らましょ。

(4) 荷役作業を行わせる場合の対応

ア 事前に荷役作業の有無、運搬物の重量などを確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保しましょ。

イ 荷役作業による運転者の身体負荷を減少させるため、適切な荷役用具・設備を備えましょ。

ウ 荷を積載するときは、最大積載荷重を超えない、偏荷重が生じないようにしましょ。



3 教育の実施

(1) 雇入れ時の教育

交通法規、改善基準告示、睡眠時間の確保、飲酒による運転への影響など。

(2) 日常の教育

デジタル・タコグラフ、ドライブ・レコーダーなどから判明した安全走行に必要とされる事項

(3) 交通危険予知訓練

写真などを使って、安全を確保する能力を身に付けさせる交通危険予知訓練。



4 荷主・元請事業者による配慮

(1) 荷主・元請事業者の事情による、直前の貨物の増量による過積載運行を防止しましょう。

(2) 到着時間の遅延が見込まれる場合、改善基準告示を守った安全運行が確保されるよう、到着時間の再設定、ルート変更を行いましょ。

(3) 荷主・元請事業者は、改善基準告示に違反し、安全な走行ができない可能性が高い発注をしないようにしましょ。

(4) 荷主・元請事業者は、荷積み・荷卸し作業の遅延で予定時期に出発できない場合、到着時間の再設定をし、荷主の敷地内で待機できるようにしましょ。



5 健康管理

(1) 健康診断

運転者について健康診断を実施し、保健指導をしましょ。

(2) 面接指導等

長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者には、面接指導とともに、労働時間の短縮などの適切な対応をしましょ。

(3) 心身両面にわたる健康の保持増進

事業場で健康の保持、増進に努めましょ。

(4) 運転時の疲労回復

運転者に対して、ストレッチなどで運転時の疲労回復に努めるよう指導しましょ。

